

令和5年4月25日

お客さま各位

知多信用金庫

証書貸付の繰上返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当金庫が取り扱いしている証書貸付の繰上返済手数料のうち、ご返済額に一定の比率を乗じた部分の手数料につきまして、消費税が不課税であるにも関わらず、消費税相当分を頂いていたことが判明いたしました。

期間	比率	消費税相当分
平成24年4月～平成26年3月	繰上返済元金の1.05%	0.05%
平成26年4月～令和元年9月	繰上返済元金の1.08%	0.08%
令和元年10月～令和4年10月	繰上返済元金の1.10%	0.10%

このため、今までこの計算方法により手数料を頂いたお客さまを対象に改めて正しい手数料を計算し、誤って多く頂いた金額に、お支払い日からご返還日までの期間に相当する民法上の法定利息5%（令和2年4月1日以降にお支払いの場合は3%）を加えて返還させていただきます。

お客さまには大変なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

対象となるお客さまにつきましては、個別にご案内のうえ、すみやかにご返還手続きをいたします。また、ご案内がなかった場合でも、お心当たりのあるお客さまは下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【対象となるお客さま】

平成24年4月1日～令和4年10月19日の期間に証書貸付の繰上返済によって手数料をお支払い頂いたお客さま。

※定額の繰上返済手数料をお支払いされたお客さまにつきましては返還対象となりません。

◇本件に関する問い合わせ先

知多信用金庫 営業統括部

TEL 0569-26-1014（平日9時～17時）

以上